

コード	303010107
記入日:	H22.6.10

事務事業途中評価表

課コード	110
課名	福祉長寿課
課長名	峯脇 泉
担当者	津田高志

作成年度	平成 22 年度
------	----------

評価対象事業名称	介護予防サービス計画費
----------	-------------

事業種類	単年度繰返事業
事業期間	平成 18 年度 ~ 平成 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け			
政策コード	3	政策名称	誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実	款コード	4		
施策コード	303	施策名称	お年寄りの元気を支える体制づくり	項コード	2		
基本事業コード	30301	基本事業名称	在宅福祉サービスの充実	目コード	2		
事務事業コード	3030101	事務事業名称	介護保険特別会計事業費	細目コード	779		
関連計画			法令・条例規則等	介護保険法第8条の2			

計画(PLAN) ※単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。

対象:誰、何を対象にしているのか		対象指標:対象の大きさを表す指標				
(対象1)	要支援1・2の対象者	(対象指標1) 372人(21年度実績)				
(対象2)		(対象指標2)				
事業の概要:具体的なやり方、手順、詳細を記入		活動指標:事務事業の活動量を表す指標・達成率 (上段:全体、下段:評価年度)				
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
*****	要支援者372人の意向を確認し、288人の介護予防サービス計画書を作成した。 町が作成した人数 97人 作成を委託した人数 191人 事業内訳:賃金、需用費、役務費、委託料	*****	*****	*****	意向確認者数372人÷要支援者数372人	*****
①		(達成率分析)	372人の意向を確認し、288人が計画書の作成を希望した。			平成21年度
		*****	*****	*****	*****	*****
		②	(達成率分析)			
目的:何をしたいのか		成果指標:目的の達成度を表す指標・達成率 (上段:全体、下段:評価年度)				
予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等ができるよう、その心身の状況その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに介護予防サービスの提供が確保されるよう事業所との連絡調整を行う。		(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
		*****	*****	*****	介護予防サービス計画作成数288人÷希望者数288人	*****
		①	(達成率分析)	サービスを希望した288人に対して、予定どおり計画書を作成できた。		平成21年度
		*****	*****	*****	*****	*****
		②	(達成率分析)			

実施(DO) ※単年度繰返事業については、評価終了した年度及び評価年度を記載し、その合計を全体計画欄に記載する。

	単位	全体計画		平成20年度以前	平成21年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降
		計画	実績	実績	計画	実績	計画	計画	計画	計画	
活動指標	① 人	1,186	1,186	814	372	372					
	②										
成果指標	① 人	998	998	710	288	288					
	②										
総事業費C(A+B)	千円	132,798	132,588	100,337	32,461	32,251					
直接事業費A	千円	76,798	76,588	58,337	18,461	18,251					
人件費B	千円	56,000	56,000	42,000	14,000	14,000					
内訳	従事職員数	人	8.0	8.0	6.0	2.0	2.0				
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
Cの財源内訳	国補助金	千円									
	県補助金	千円									
	起債	千円									
	その他	千円	30,488	28,712	24,507	5,981	4,205				
一般財源	千円	102,310	103,876	75,830	26,480	28,046					

評価(CHECK) ※理由の欄は必ず記載すること。

妥当性	町が税金を投入して行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由 介護保険法及び厚生労働省令により実施を義務づけられているが、包括だけではセンターの他の業務に対応できないため委託は妥当である。
	時代情勢や環境の変化などを考慮しても、事業を行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由 将来的な介護保険財政への影響と住民の保健・医療の向上及び福祉の増進のためには必要である。
	事業の対象・目的は適切ですか。	●適切 ●不適切	理由 個々の状態に合ったサービスを提供し、要介護状態にならないようにするための介護予防ケアマネジメント事業であり適切である。
有効性	現在の事業の進め方が期待されるような成果をもたらしていますか。	●いる ●いない	理由 改正前と違い事業評価もあり、今後の検証を待たなければならないが、要介護者への移行を減らすような成果が見込まれる。
	成果を向上させる余地はありますか。	●ある ●ない	理由 サービス事業所職員の介護技術等のスキルアップや制度の浸透により成果の向上が見込まれる。
	事業を行わない場合の影響はありますか。	●ある ●ない	理由 改正前の状況では受身的になっており、本来の介護予防が実施されているとは言い難かったが、この事業の成果次第では好影響をもたらすものと思われる。
	類似事業との整理統合はできませんか。	できる ●できない	理由 類似事業はありません。
効率性	直接事業費を削減することはできませんか。	できる ●できない	理由 委託事業者のケアマネジャーの負担を考慮すると加算はあってもこれ以上の委託料削減は困難。
	人件費を削減することはできませんか。	できる ●できない	理由 介護保険法による事業であり、包括支援センターが主体的に取り組まなければならないため削減できない。
	受益者負担は適正ですか。	●はい ●いいえ	理由 受益者負担はありません。

改善(ACTION)

改善策	1次評価	妥当性	介護保険法第8条の2により、委託は妥当である。
		有効性	制度改正に伴う介護予防を重点に評価を踏まえた見直しもあるため有効と思われる。
		効率性	予防給付は包括の業務であり、委託を増やせれば効率的であるが、限られた事業所のケアマネ数では、これ以上の委託は望めない。
		課題に向けた改善策	予防給付は包括の業務であり、委託を増やせれば効率的であるが、限られた事業所のケアマネ数では、これ以上の委託は望めない。
	2次評価	妥当性	1次評価のとおり
		有効性	要支援者数は毎年度確実に増加してきているので、利用者の意向を十分に把握し、施設とも連携しながら、介護予防サービスの提供に支障がないよう体制づくりに努めること。
効率性		経費の執行については、適正に行うこと。	

住民等の意見	
町の対応	

今後の事業の方向性	1次	2次	3次		1次	2次	3次	
	●			このまま事業を継続				類似事業と整理統合
		●		事業内容を見直して事業を継続				事業の休止
			事業費を見直して事業を継続					事業の廃止

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。